

浜田市監査委員告示第3号

令和6年4月30日付け浜田市監査委員告示第1号で公表した定期監査の結果に基づき、浜田市長が講じた措置の報告を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年4月16日

浜田市監査委員 小 池 満

浜田市監査委員 岡 本 正 友

令和 5 年度定期監査の結果に関する報告

(令和 6 年 4 月 30 日付け浜田市監査委員告示第 1 号)

に基づいて浜田市長が講じた措置の公表

浜田市監査委員

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

1 産業経済部

(1) 商工労働課

指摘事項	原因及び改善（措置検討）状況
<p>① 指摘事項</p> <p>ア 委託料について、見積徴取の省略理由の説明（金額根拠の妥当性）が不足しているものがあった。</p> <p>イ 補助金の一括概算払いについて、その理由が起案文に記載されていないものがあった。</p> <p>また、補助金額は補助対象経費相当額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）、と補助金交付要綱に規定する補助金について、円単位で精算していた。</p> <p>ウ 出張復命書の記載について、精算欄に鉛筆書きが複数あった。</p> <p>エ 補助金交付事務、契約関係の起案書に決裁日の記入漏れ、鉛筆書きの記入があった。</p>	<p>① 指摘事項</p> <p>ア 係員への指摘事項の周知を行った。</p> <p>イ 係員への指摘事項の周知を行った。</p> <p>ウ 係員への指摘事項の周知を行った。</p> <p>エ 係員への指摘事項の周知を行った。</p>
<p>その後の措置状況</p>	
<p>ア 現在、見積書聴取の省略する場合の取扱について厳正に対応している。</p> <p>イ 現在、補助金の一括概算払いについては、起案に明記している。次弾の応援チケット事業については、100円未満の端数を切捨てて、補助金交付を行っている。</p> <p>ウ 鉛筆書きがあった部分は修正済。その後、鉛筆書きがあった場合は担当係員へ知らせる。</p> <p>エ 決裁日の記入漏れや鉛筆書きがあった部分は修正済。その後、記入漏れや鉛筆書きがあった場合は担当係員へ知らせる。</p>	